

一宮市選挙管理委員会の委員長職務代理者の氏名及び住所について

地方自治法第187条第3項の規定に基づき、一宮市選挙管理委員会の委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

一宮市選挙管理委員会
委員長 高井光信

指定した委員の氏名及び住所

武藤 正美 一宮市八幡